



福岡医発第1731号(地)

平成30年9月13日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県
等衛生主管部(局)長宛通知がなされ、本会に対しても福岡県保健医療介護部が
ん感染症疾病対策課を通じて情報提供がありました。

本改正の内容は、下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願いいたします。

記

改正の内容

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、
新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除し、
平成30年8月23日から適用すること。

インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス (血清亜型が H7N9
であるものに限る)

・IDCDC-RG56N (A/Guangdong/17SF003/2016 (H7N9))

30疾病第2032号

平成30年9月5日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)



人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたの
でお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、周知していただきますようお願いいたします。

－問合せ先－

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 諫山

TEL 092-643-3268 FAX 092-643-3331



健感発 0823 第 1 号

平成 30 年 8 月 23 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公印省略）

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成 30 年厚生労働省告示第
309 号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）において四種病原体等は施設基準、使用基準等の規制を設けており、また当立入検査を拒む等の場合については罰則規定を設けている等管理の徹底を図っているところである。一方、感染症法第 6 条第 23 項に基づき、四種病原体等のうち、医薬品等であって、人を発病させるおそれがほとんどないものについては、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成 19 年厚生労働省告示第 200 号。以下「告示」という。）によって厚生労働大臣が指定し、感染症法の規制対象から除外することとなっている。

今般、感染症法第 6 条第 23 項の規定に基づき、人を発病させるおそれが

ほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定し、当該病原体に係る感染症法上の規制等を解除する。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH7N9であるものに限る。)

・ IDCDC-RG56N (A/Guangdong/17SF003/2016 (H7N9))

2 適用期日

平成30年8月23日から適用すること。

- 2 (1) 借款は、エジプト・アラブ共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。
- (a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。
- (b) 利子率は、年一パーセントとする。
- (c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日以後八年とする。
- (d) 前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。
- (e) 1に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。
- (2) 1(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。
- 3 (1) 借款は、プログラムの実施を目的として、エジプト・アラブ共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出(両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く)を対象として使用に供される。
- (2) 1(1)に規定する表は、両政府の関係当局の相互の同意によって修正することができる。
- 4 エジプト・アラブ共和国政府は、エジプト・アラブ共和国政府の名称で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をエジプトの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、エジプト・アラブ共和国政府の国家予算に含まれ、プログラムを実施するために使用される。
- 5 エジプト・アラブ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げるものがあるいかなる制限を課することもしない。
- 6 エジプト・アラブ共和国政府は、JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに關連してエジプト・アラブ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。
- 7 エジプト・アラブ共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。
- 8 エジプト・アラブ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。
- (a) 借款の使途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料
- (b) 借款及びプログラムに關連するその他の情報
- 9 両政府は、この了解から又はこの了解に關連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協賛する。
- 本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書簡による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとする。この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。
- 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
- 二十三年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全權大使 香川剛廣
エジプト・アラブ共和国
投資・國際協力大臣
サハル・ナシル閣下
(エジプト側書簡)
- 書簡をもつて寄上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。
- (日本側書簡)
- 本大臣は、更に、前記の了解をエジプト・アラブ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の返簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のエジプト・アラブ共和国政府からの書簡による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとするに同意する光榮を有します。
- この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。
- 本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。
- 二十三年二月二十一日にカイロで
エジプト・アラブ共和国
投資・國際協力大臣
サハル・ナシル
エジプト・アラブ共和国駐在
日本国特命全權大使 香川剛廣閣下

改 正		改 正	
第4 法第6条第2項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。		第4 法第6条第2項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。	
1 イソノルエンザウイルスA属イソノルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)g A/bear-headed goose/Qinghai lake/1a/05 (R) 6+2 (163222)		1 イソノルエンザウイルスA属イソノルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)g A/bear-headed goose/Qinghai lake/1a/05 (R) 6+2 (163222)	
2 イソノルエンザウイルスA属イソノルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)g A/whooper swan/Mongolia/24/05 (R) 6+2 (163243)		2 イソノルエンザウイルスA属イソノルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)g A/whooper swan/Mongolia/24/05 (R) 6+2 (163243)	
3 イソノルエンザウイルスA属イソノルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (S)RG-16615)		3 イソノルエンザウイルスA属イソノルエンザウイルス(血清型がH5N1であるものに限る。)A/Viet Nam/1194/2004 (H5N1) (N)IRG-14)	

○外務省告示第百六十四号
平成三十年八月二日にアデイスアベバで、エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に關する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 二億円

3 署名者
日 本 側 内田晃在エチオピア臨時代理大使
アドマス・ネベベ財務・経済協
エチオピア側 力担当國務大臣
平成三十年八月二十三日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○外務省告示第百六十五号
平成三十年八月十四日にバンギで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に關する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に關連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億五千万円

3 署名者
日 本 側 岡村邦夫在中央アフリカ大使
フェリックス・ゴメス在中央
アフリカ事務代表
平成三十年八月二十三日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉

○厚生労働省告示第百九号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が指定する病原体等(平成十九年厚生労働省告示第百二二号)の一部を次の表のように改正する。

平成三十年八月二十三日
厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

12 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Hubei / 1 / 2010 (H 5 N 1) (IDCDC-RC30)	12 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Hubei / 1 / 2010 (H 5 N 1) (IDCDC-RC30)
13 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Indonesia / 05 / 2005 (H 5 N 1) (Indo 05 / PR8- RG2)	13 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / 3300- NAMRU 3 / 2008 (H 5 N 1) (IDCDC- RG11)
14 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Viet Nam / 1194 / 2004 (H 5 N 1) (NIBRG-14)	14 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / N08072 / 2010 (H 5 N 1) (IDCDC- RG29)
15 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 7 N 7 であるものに限る。) A / duck / Hokkai- do / Vac-2 / 2004 (H 7 N 7)	15 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / Hubei / 1 / 2010 (H 5 N 1) (IDCDC-RC30)
16 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 7 N 7 であるものに限る。) A / equine / Newmarket / 1 / 77 (H 7 N 7)	16 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 5 N 1 であるものに限る。) A / duck / Hokkai- do / Vac-3 / 2007 (H 5 N 1)
17 イソソルエンザイリスA属イソソル エンザイリス (血清亜型がH 7 N 9 であるものに限る。) IDCDC- RG56N (Antigenic prototype : A / Guangdong / 17SF 003 / 2016 (H 7 N 9))	(新設)
18~27 (略)	17~26 (略)